

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年 9月10日	令和3年 9月24日	①令和2年4月1日付け決裁「令和2年度区の広聴事業の実施について」 ②令和2年度大阪市港区民モニターアンケート調査業務委託仕様書 ③令和3年1月15日付け決裁「令和2年度区民モニターアンケートの実施について」のうち「『活力ある地域社会づくり』『区政運営』『まちづくり』に関するアンケート」にかかる以下の文書	公開		港区役所	総務課（にぎわい創出・産業振興グループ）
令和3年 9月10日	令和3年 9月24日	①令和3年1月15日付け決裁「令和2年度区民モニターアンケートの実施について」のうち「『活力ある地域社会づくり』『区政運営』『まちづくり』に関するアンケート」にかかる以下の文書 《文書名》 ・別紙4 送付対象者 ②令和3年4月5日付け決裁支出命令情報（契約）「令和2年度大阪市港区民モニターアンケート調査業務にかかる委託料の支出について」	部分公開	1 2 5 号	港区役所	総務課（にぎわい創出・産業振興グループ）
令和3年 9月10日	令和3年 9月24日	・区民モニターアンケートで「令和2年度運営方針のアウトカム指標」の測定ができていることが確認できる文書。具体的には問1の結果が「住んでいる地域（おおむね小学校区）で日頃から近所どうして『声かけ』、『見守り』、『助け合い』、『支え合い』が行われていると感じる区民の割合であると解釈できる根拠が記載された文書。 ・区民モニターアンケートで「住んでいる地域（おおむね小学校区）で日頃から近所どうして『声かけ』、『見守り』、『助け合い』、『支え合い』が行われていると感じる区民の割合」が前年度実績である「48.4%」を下回ったと判断している根拠が示された文書。 ・区民モニターアンケートで「住んでいる地域（おおむね小学校区）で日頃から近所どうして『声かけ』、『見守り』、『助け合い』、『支え合い』が行われていると感じる区民の割合」が目標である「55%以上」を下回ったと判断している根拠が示された文書。 ・6月15日に出された情報公開審査会の答申第492号では、区民モニターアンケートと同じ手法で行われている市政改革プラン2.0の成果指標測定のための区民アンケートについて、「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるよう設計されておらず」「（アンケート結果は）あくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるもの」であるとされているところ、このようなアンケート及びアンケートの結果数値を運営方針の指標として使用することの合理性、妥当性が記載されている文書。	不存在		港区役所	総務課（にぎわい創出・産業振興グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和3年 9月25日	令和3年 10月11日	<p>令和3年度9月24日付大港総創産第60号による「不存在による非公開決定通知書」の不存在理由には、当区における区民モニターアンケート調査によって取得したデータは、母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識した上で、施策・事業を進める上で、総合的な判断を行う際に活用している。令和2年度運営方針の自己評価に記載している各数値は区民モニターアンケート調査の調査結果から得た数値を記載したものであり、当該公文書はそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>と記載されています。</p> <p>この「様々な関連情報」及び「総合的な判断」をどのように行って、「区民の割合」であるなどと判断しているのか、また、運営方針のアウトカム指標として使用することが妥当であると判断しているのかがわかる文書。</p>	不存在		港区役所	総務課（にぎわい創出・産業振興グループ）